

(社)日本水環境学会

関東支部規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、社団法人日本水環境学会関東支部という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を支部長職場住所におく。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、関東地区（栃木県、群馬県、新潟県、茨城県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、長野県、山梨県）における水環境に関する分野の学術的調査・研究の推進及び知識の普及を図り、もって良好な水環境の保全及び創造に寄与し、並びに学術文化の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 関東地区を拠点とする、第3条の目的に賛同する市民活動団体等との連携と活動支援
- (2) 関東地区における特徴的な水環境問題に関する学術研究
- (3) 関東地区における水環境問題の発表会などを通じた情報交換
- (4) 水環境問題に関する学術書等の発行
- (5) 関東地区の水環境に関する見学会、セミナー、講演会等の実施
- (6) 前各号のほか、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 構成員

(資格)

第5条 本会の構成員は次のとおりとする。

- (1) 名誉会員：日本水環境学会名誉会員で、所属期間の住所が関東

地区にあるもの。

- (2) 正会員 : 日本水環境学会個人及び団体会員で、所属機関の住所が関東地区にあるもの。
- (3) 学生会員 : 日本水環境学会学生会員で、所属機関の住所が関東地区にあるもの。

#### 第4章 役員等

##### (役員)

第6条 本会には次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 幹事長 1名
- (3) 幹事 15名
- (4) 監事 2名

##### (役員を選任)

第7条 役員は、構成員の中から幹事会において、以下の基準に従って選任する。

1. (1) グループA (10名) : 都道府県選出幹事
  - ・ 栃木、群馬、新潟、茨城、埼玉、東京、千葉、神奈川、長野、山梨の各都県より1名ずつ選出する。
  - ・ 10名中5名以上は地方自治体から選出する。
  - ・ 地域の水環境問題の掘り起こしを担うグループである。(2) グループB (5名) : 主要業務幹事
  - ・ 組織、地域などは問わない。
  - ・ 本会の主要業務を担う。
2. なお、必要に応じ、幹事会の承認により、定数を超えて幹事を選任することができる。

##### (職務)

第8条 支部長は、本会を代表して本会運営のために必要な任務を行う。

第9条 幹事長は、支部長を補佐し、幹事会を代表して本会運営に必要な実務的業務を行う。また、支部長が欠けたときはその職務を代行する。

第10条 幹事は、幹事会を構成し、本会の運営に関する重要事項を審議し、実行する。

第11条 監事は、会計監査に関する職務を行う。

(任期)

第12条 役員任期は、1期2年とする。

2. 支部長、幹事長、監事は原則として1期2年務めるとする。ただし再任を妨げない。
3. 幹事は原則として2期4年務めることとし、1期ごとに約半数を交代する。ただし、再任を妨げない。

(欠員の補充)

第13条 役員に欠員の生じたときは、幹事会において後任を選任する。ただし、幹事会でその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(解任)

第14条 役員が本会の役員としてふさわしくない行為をしたときは、幹事会の決議により、解任することができる。この場合、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第15条 役員は無給とする。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、幹事会の議決を経て支部長が別に定める。

## 第5章 会議

(総会)

第16条 総会は、本会の会員をもって構成する。

2. 総会は、年に1回、支部長が招集する。

第17条 総会の議長は、支部長が務める。

第18条 総会の招集については、その開催の2週間前までに、日時、場所及び会議に付議

すべき事項を会員に通知しなければならない。

第19条 総会では、次の事項の報告を受ける。

- (1) 事業計画及び予算の決定
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 規約、細則その他の規程の作成及び変更

(幹事会)

第20条 幹事会は、本会の役員をもって構成する。

2. 幹事会は、毎年3回程度、支部長が招集する。

第21条 幹事会の議長は、支部長が務める。

第22条 幹事会の招集については、その開催の2週間前までに、日時、場所及び会議に付議すべき事項を役員に通知しなければならない。

第23条 幹事会では、この規約において別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算の決定
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 規約、細則その他の規程の作成及び変更
- (4) その他、本会の運営に関する事項

(三役会議)

第24条 三役会議は、支部長、幹事長、総務・財務部会役員をもって構成する。

2. 三役会議は、毎年3回程度、支部長が招集する。

第25条 三役会議の議長は、支部長が務める。

## 第6章 部会

(部会の設置)

第26条 本会の事業遂行のため、以下の部会を設ける。

- ・ 出版部会
- ・ 企画部会
- ・ 総務・財務部会

- ・表彰部会
- ・広報部会
- ・市民活動部会
- ・長期構想部会（部会の組織）

第27条 各部会は、数名の部会員より構成され、監事以外の役員をあてる。

第28条 各部会は、必要に応じて役員以外のものを部会員とすることができる。

第29条 各部会は、部会員のなかから部会長を1名選出する。

第30条 部会員および部会長の選任は、幹事会にて行う。（部会活動の報告）

第31条 各部会グループの活動状況は、幹事会において支部長に報告しなければならない。

（部会長会議）

第32条 各部会間の活動の連携を深める目的で、部会長会議を開催する。

第33条 部会長会議は、年3回程度開催することとし、支部長が召集する。

第34条 部会長会議には、支部長、幹事長、各部会長が出席し、必要に応じてそのほかの役員の出席を求める。

（出版部会）

第35条 出版部会では、以下に関する業務を行う。

- ・関東地域の水環境問題に関する書籍の企画・出版
- ・本支部の活動に関連した書籍の企画・出版
- ・その他、出版に関連する活動

（企画部会）

第36条 企画部会では、以下に関する業務を行う。

- ・見学会、セミナー、講演会等の企画
- ・発表会等の企画
- ・共催、協賛、後援等の依頼の窓口となり、その承認を行う。

(総務・財務部会)

第37条 総務・財務部会では以下に関する業務を行う。

- ・ 予算案の作成
- ・ 決算案の作成
- ・ 会計・経理の管理
- ・ 幹事会などの会議の議事録の作成
- ・ 規約等、規則の整理に関する業務

(表彰部会)

第38条 表彰部会では以下に関する業務を行う。

- ・ 支部表彰者の推薦
- ・ 水環境文化賞対象者の学会本部への推薦
- ・ その他表彰に関する業務

(広報部会)

第39条 広報部会では以下に関する業務を行う。

- ・ 本支部ホームページの運営・管理
- ・ そのほか広報に関する業務

(市民活動部会)

第40条 市民活動部会では以下に関する業務を行う。

- ・ 関東地域の市民活動団体等との連携に関する企画・実施。
- ・ 市民活動団体交流会の実施
- ・ 講師派遣制度の立案および窓口
- ・ その他市民活動団体等との交流に関する業務

(長期構想部会)

第41条 長期構想部会では以下に関する業務を行う。

- ・ 規約の改定原案の作成
- ・ 本支部の長期的構想に関する立案

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 学会本部からの収入
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

#### (資産の管理)

第43条 本会の資産は、支部長の責任の下、総務・財務部会において管理する。

#### (経費の支弁)

第44条 本会の事業遂行に要する費用は、事業に伴う収入、資産から生ずる果実その他の資産をもって支弁する。

#### (予算及び決算)

第45条 本支部の収支予算は、事業年度開始前の幹事会の議決を経て定め、収支決算は、事業年度終了後速やかに、その年度末現在の資産目録とともに、監事の監査を経て幹事会の承認を得なければならない。

#### (事業年度)

第46条 本支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第8章 規約の変更

#### (定款の変更)

第47条 この規約を変更しようとするときは、幹事会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

#### 附則

1. 本規約は、2006年7月28日に制定し、同日より施行する。
2. 前項にかかわらず、2007年3月31日までは、副支部長において、幹事長に準ずる業務を務めるとともに、第6条、第7条については、2007年4月1日より施行するものとする。
3. 本規約は、2009年6月19日に改正し、同日より施行する。